

事業者の皆様へ

令和6年4月1日(月)  
13時00分 受付開始



火災予防の手続には  
ぴったりサービスの  
電子申請 が便利です



#### いつでも

24時間365日、時間を問わず申請が可能です。

#### どこでも

パソコン・スマホ・タブレットから、場所を問わず申請が可能です。

#### 簡単に

入力チェック機能やヘルプ機能で、間違いのない申請ができます。今回の申請情報を保存すると、次回申請時にその情報を利用できます。

### 申請可能な手続き

#### ◎消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告

点検結果に未改修の不良箇所がある場合は、改修計画報告書の提出を求めするため、消防署から電話、電子メールなどで連絡します。

なお、具体的な改修が計画されている場合、消防用設備等点検結果報告書に改修計画報告書を添付して提出いただくことも可能です。

不良箇所は早急に改修してください。

#### ◎消防訓練実施計画報告

次のいずれかに該当する場合は、事前調整が必要となりますので、電子申請による届出前に電話、電子メールなどで消防署へご連絡ください。（連絡先は[こちら](#)）

- ・消防署職員の派遣を必要とするもの
- ・訓練用消火器や消火用的など、消防署の物品を必要とするもの

※実際に119番通報を行う訓練で、同一日時に複数の事業所の予定が重複する場合、時間等の調整をお願いすることがあります。

#### ◎消防訓練実施結果報告

訓練結果の内容により、消防署から確認や指導の連絡を行う場合があります。

## 申請にあたって

○申請方法は[こちら](#)

○副本について

副本の返却はありませんので、申請後の「控えをダウンロードする」ボタンにより必ずデータを保存してください。**(申請後の画面を閉じたあとはダウンロードできません。)**

副本（届出済の押印）が必要な方は、次のいずれかの方法でご提出ください。

### 1 持参

#### (1) オンライン申請によるもの

「控えをダウンロードする」ボタンでダウンロードした「申請様式の控え」を印刷して提出

#### (2) オンライン申請以外によるもの

今までどおり正・副2部提出

### 2 送付

上記1 (1) または (2) の書類と返送用封筒を同封のうえ送付してください。

(返送用封筒は返送先の住所、あて名を記載し、返送に必要な金額分の切手を貼付するなど、送付料金の支払いが完了しているものとしてください。)

提出、送付先は[こちら](#)

次の表から手続名と事業所の所在地が一致する「申請する」を選択

申請先消防署 所在地	相生	たつの	宍粟	太子	佐用
手続名	相生市	たつの市※	宍粟市	太子町	佐用町
消防用設備等(特殊消防用設備等) 点検結果報告	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>
消防訓練実施計画報告	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>
消防訓練実施結果報告	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>	<a href="#">申請する</a>

※光都区域は全域たつの消防署が申請先になります。

**令和6年4月1日(月)13時00分から入力できるようになります。**

電子申請に関するお問い合わせ先

消防本部予防課 TEL 0791-76-7120 e-mail yobo@fd-nishiharima.hyogo.jp